

学校いじめ防止基本方針

八戸市立三条中学校

1. 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。そこで、生徒たちが意欲をもって充実した中学校生活を送れるよう日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

～平成31年度八戸市いじめ防止基本方針改定にて（概要）～

○けんかであってもしっかり調査して対応する。

○軽微な案件はいじめという言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。（ただし、事案について確実に教職員間で情報共有する。）

3. いじめの解消の定義

いじめの解消は、「いじめに係る行為が3か月以上、止んでいること」、「いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の2つの要件を満たすこと。

4. 学校が実施すべき取組

（八戸市いじめ防止基本方針参照）

- (1) いじめ防止対策のための具体的な指導内容のプログラム化を図る。
（学校いじめ防止プログラム【年間計画】の策定）
- (2) いじめの問題への適切な対処等の在り方についてのマニュアルを定める。
（早期発見・事案対処マニュアル【学校いじめ対処マニュアル】策定）
- (3) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけ、取組状況や達成状況を評価し、いじめ防止のための取組の改善を図る。教員評価においても取組を評価する。
- (4) 児童生徒、保護者及び関係機関等が、学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずる（学校だよりやHPでの公開等）とともに必ず年度始めに説明する。
- (5) 学校いじめ対策組織が実効的に機能するよう、組織の構成を適宜工夫・改善できるようにするとともに、情報の収集と記録、共有を行う役割を機能させ、組織的に対応する。教員が児童生徒の訴えを抱え込んだり、個人で判断したりしない。
- (6) いじめを行った生徒の立ち直りを支援する。

5. いじめの留意点

(青森県いじめ防止基本方針参照)

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒の立場に立つて行う必要がある。
- ②いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめの防止の対策のための組織を活用して行う。
- ③けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

- ・いじめの構造としていじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく「観衆」・「傍観者」等の周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり、促進作用となったりする。
- ・いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめ防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われることを目的として実行されなければならない。そのために下記のことに留意し、取り組むことが必要である。

(1)いじめの未然防止

- ・学業指導の充実
(学びに向かう集団づくり・コミュニケーション能力を育み意欲的に取り組む授業づくり)
- ・特別活動、道徳教育の充実 (ホームルーム活動の充実・ボランティア活動の充実)
- ・教育相談の充実 (面接の定期開催・7月・11月・12月予定)
- ・情報教育の充実 (人権意識の高揚・講演会・情報モラル教室等の開催)
- ・保護者・地域社会との連携
(「学校いじめ防止基本方針」等の周知・学校公開の実施・学校HPの充実)

(2)いじめの早期発見

- ・情報の収集
(教員の観察による気づき、養護教諭からの情報、相談・訴え・アンケートの実施・各種調査面談の定期開催等)
- ・相談体制の確立と整備 (相談窓口の設置・周知)
- ・情報の共有
(報告経路の明示、報告の徹底、職員会議等の情報共有、要配慮生徒の実態把握、進級時の引継ぎ)

(3)いじめの事案対処

- ・いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認の上で、いじめを行ったとされる生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的に対応し、その解消に努めること。

(4)家庭や地域社会との連携

- ・地域社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すために、学校と家庭、地域社会が組織的に連携すること。
- ・協働する体制を構築すること。

(5)関係機関との連携

- ・学校や学校の設置者と関係機関(警察、児童相談所、医療機関等)との情報交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくこと。

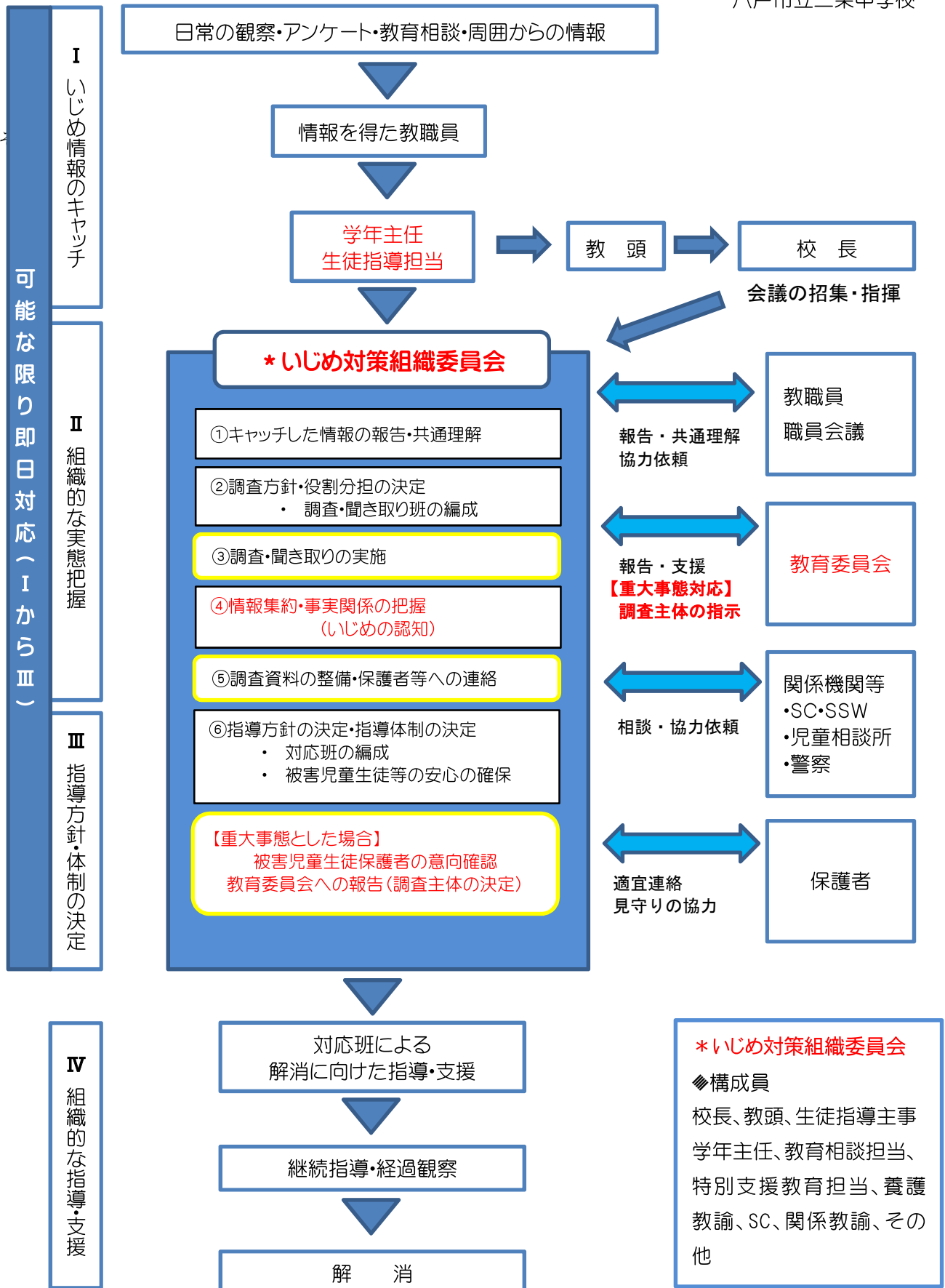
6. いじめの態様

いじめの態様	具体的な事例	抵触する可能性のある刑罰法規
●冷やかし・からかい・悪口や脅かし文句・嫌なことを言われる	<ul style="list-style-type: none"> ・あだ名、悪口を言われる。 ・こそこそ話をされる。 ・学校に来たら、危害を加えると脅される。 	⇒脅迫
●仲間はずれ、集団による無視	<ul style="list-style-type: none"> ・遊びや話合いに入れてもらえない。 ・故意に避けられたり、机を離されたりする。 	
●軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ・つねられる。 ・「プロレスごっこ」と称して、押さえつけられたり、技をかけられたりする。 	⇒暴行
●ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ・顔を殴られ、あごの骨を折るケガを負わされる。 	⇒傷害
●金品をたかられる。	<ul style="list-style-type: none"> ・現金等を巻き上げられる。 ・お金を貸し、利息をつけて回収される。 	
●金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ・上履きや筆箱等の所持品を盗まれる。 ・自転車を故意に壊される。 	⇒窃盗 ⇒器物破損
●嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	<ul style="list-style-type: none"> ・断れば危害を加えると脅され、万引きを強要される。 ・断れば危害を加えると脅され、ズボンや下着を脱がされる。 	⇒強要 ⇒強制わいせつ
●パソコンやスマートフォン等で誹謗中傷や嫌なことをされる。	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット上のサイトに実名を挙げられて、「お金を盗んだ」「うざい」等の悪口を書かれる。 ・裸の写真を撮られ、インターネット上のサイトに掲載される。 ・自分の裸の写真を撮らせ送信させる。 ・スマートフォンで自分の裸の写真を撮り、投稿・拡散する。 	⇒名誉毀損 侮辱 ⇒児童ポルノ提供等 ⇒脅迫 ⇒強制わいせつ

緊急時いじめ組織対応について(重大事態を含む)

市内マニュアル参考

八戸市立三条中学校



<<いじめ対応の基本的な流れ>>



I いじめ情報のキャッチ

- (1) 本人からの訴え及び周囲からの通報、教職員が目撃等で、いじめ情報をキャッチした場合は、いじめの内容について、聞き取り等を行い情報を記録する。

確認する内容

- いじめの内容（いつ、どこで、だれが、だれに、何を、どのように）
- 本人の場合は、心身の状況等確認（ケガやあざ、現在の気持ち）
 - ・苦痛に感じていることは何か。
 - ・具体的にどんな行為をやめてほしいのか。
 - ・今後いじめる生徒とどのような関係でいたいのか。
 - ・学校生活の中で配慮してほしいことは何か。等
- この情報を知っている人（観衆・傍観者、保護者等）

◆留意事項

- ① 周囲に気づかれず、落ち着いて話ができるように場所や時間について配慮する。
廊下や教室等、周囲の者に見られる可能性のある場所は避ける。
- ② 訴え又は通報してくれた思いや勇気について、しっかりと受け止めて対応する。
- ③ 通報者を全力で守ることを伝え、安全を確保する。
- ④ 聞き取り記録を残す。（聞き取り日時、聞き取りした者、通報者等、聞き取り内容）
- ⑤ 本人である場合は、その日のうちに保護者連絡を原則とする。

- (2) 確認した内容を次の人へ確実に連絡する。

学年主任、生徒指導主事（主任）、ハートフルリーダー、教頭

- (3) 校長の意を受け、ハートフルリーダーは、早急に「いじめ対策組織委員会」を開催し、いじめの調査、認知及びその後の事案対処について話し合いをもつ。

◆留意事項

- ① 被害生徒及び通報者を守る観点から、緊急いじめアンケートを実施して、情報収集する方法も考えられる。この場合も、被害生徒及び通報者への説明を十分に行い理解を得た上で実施する。

II 組織的な実態把握

「(調査のための) いじめ対応の組織」の開催【フロー図の①～⑤】

- (1) キャッチした情報を組織の中で共有し、共通理解を図る。

- (2) 関係者の絞り込みや聞き取りのポイント等を確認する。また、聞き取り班の編成や保護者連絡等、役割分担を決める。

- (3) 聞き取りのための体制を確認し、聞き取りを実施する。

【聞き取り一斉の原則】

聞き取りは、生徒一人一人を個別に行うことを原則とし、できるだけ一斉に行う。

聞き取りの順番は、被害生徒後に加害生徒を行う。特に、加害生徒が複数いる場合に十分な計画のもとに聞き取りを行う。

確認する内容

- 聞き取りする内容を確認（いつ、どこで、だれが、だれに、何を、どのように）
- 場所（周囲の者に気づかれずに聞き取りできる場所を確保する。）
※不測の事態を考慮し、2階以下の場所を使用する。
- 時間（緊急時以外は、放課後の時間を利用する。）
- 担当者（機械的に担当者を決めるのではなく、生徒との関係性を考慮して決める。全職員体制で担当者を決める。）

◆留意事項

- ① 関係する生徒の帰宅が遅くなる可能性がある場合は、事前に家庭連絡をする。
その場合も、帰宅時間の見通しを伝え、その時間前に聞き取りを終える。
 - ② 聞き取りの前に、用便、水分補給等について確認する。
 - ③ 指導と聞き取りは切り分けて行う。事実確認を終える前の指導的な発言は、決めつけにつながり、信頼を損なう。
 - ④ 加害生徒が複数いる場合は、相互の聞き取りについて突き合わせを行い、食い違う点や不明な点を確認する。確認を終えるまでは合流させない。
- (4) 聞き取り内容から事実確認を行い、いじめとして認知するかどうかを組織として決定する。
- (5) 関係者の保護者に対して、聞き取りにより確認できた事実経緯を家庭訪問又は電話等で説明する。（※家庭訪問は複数で対応する）
- (6) 議事録を残す。（開催日時、出席者、案件、決定事項等）
- (7) 教育委員会へいじめ事案発生（場合によっては「いじめの認知」）の一報を入れる。
※教育委員会のきまりに従って報告する。

Ⅲ 指導方針・体制の決定 「(指導・支援のための) いじめ対応の組織」の開催【フロー図の⑥】

(1) いじめの解消に向けた指導・支援のための計画について協議する。

次のことについて、指導・支援の内容と担当者を決めていく。

- 重大事態にあたる事案であるかの検討
- 被害生徒及び保護者への対応（支援内容、担当者）
- 加害生徒及び保護者への対応（指導・支援内容、担当者）
- 周囲の生徒への対応（指導内容、担当者）
- 関係機関等への支援要請の検討（要請の内容、担当者）
- （小中学校）出席停止等の検討
- 報告書の作成・提出（担当者）

◆留意事項

- ① 被害生徒が安心して学べるよう、必要に応じて加害生徒の別室指導等も検討する。
- ② 学校として謝罪の場を安易に設定しない。被害生徒、加害生徒及び保護者の状況を把握し、十分協議の上で行う。ただし、加害生徒の保護者の意思で謝罪を行う場合は、学校として妨げるものではない。

(2) 「臨時職員会議の開催」(全職員体制で早急に対応する必要がある場合)

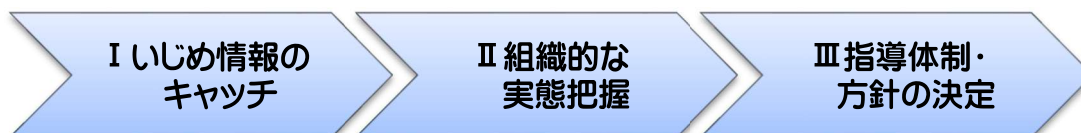
次の内容について伝達・確認する。

- 全教職員への周知と情報共有
- 今後の対応策と役割分担

(3) 議事録を残す。(開催日時、出席者、案件、決定事項等)

いじめの事案対応は、最優先の業務です！

いじめ情報のキャッチから指導体制や指導方針を決定するまでは、即日に対応することを原則とする。



特に、被害生徒及び保護者は、不安な気持ちであることから、今後どのように対応していくかについて、その日のうちに電話または家庭訪問で伝えるなど、不安軽減に努める。

IV 組織的な指導・支援

被害生徒及び加害生徒の指導・支援については、対応班を組織し、相互の担当で連携して対応していく。また、対応班は必要に応じていじめ対策組織の開催を要望し、情報共有を行うとともに、指導方針等について指示を受ける。

(1) 被害生徒への支援

- 今後の対応について、本人の要望を十分考慮して支援していく。
※謝罪受け入れの意思、加害生徒との付き合い方、教室環境への配慮等
- 本人の不安(疎外感、孤立感等)の払拭に努め、教職員等が支えることを約束する。
- 定期的な面談の実施を確認
※週1回程度から始め、状況に応じて間隔を空けていく。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア

◆留意事項

○状況に応じて、被害生徒、通報者を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。

(2) 被害生徒の保護者への対応

- 経緯の説明(事実のみを正確に伝える)
※家庭訪問等、対面で伝えた方がよい場合は、電話で了解を得る。
※被害生徒が複数の場合は、学校で説明することを検討する。
- 今後の対応について、要望を聞き取る
※謝罪の場の設定、定期的な電話連絡等

◆留意事項

- ① 不安や心配を抱かせたことに対し、学校として謝罪をする。

「心配をお掛けし、申し訳ありませんでした。」

- ② 学校の対応方針をしっかりと伝え、理解を得た上で、協力を依頼する。
- ③ 家庭訪問は複数の職員で対応する。また、電話や家庭訪問した際の記録を残す。
(記録：時間、対応した相手、主な内容等)

(3) 加害生徒への指導・支援

再発防止に向けた指導・支援を心がける。

- 自己の問題点に気づかせる指導を心がける。
毅然とした指導とともに、できるだけ本人に発言させ、対話的に指導する。
- 本人なりの解決策を考えさせ、解決に向けた支援をしていく姿勢を伝える。
- 今後の生活に向けた目標・決意をもたせる。
- 定期的な面談の実施を確認する。
※週1回程度から始め、状況に応じて間隔を空けていく。

◆留意事項

- ① 叱責や説諭にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
- ② 加害生徒の置かれた環境や人間関係等、背景の理解に努め、加害生徒の心情も理解した上で指導する。
- ③ 加害生徒の言動をしっかりと見極め、形式的な謝罪にならないよう粘り強く説諭する。

(4) 加害生徒の保護者への対応

- 経緯の説明(事実のみを正確に伝える)
※家庭訪問等、対面で伝えた方がよい場合は、電話で了解を得る。
※加害生徒が複数の場合は、学校で説明することも検討する。
- 今後の対応について、要望を聞き取る。
※謝罪の場の設定、定期的な電話連絡等

◆留意事項

- ① 軽微ないじめほど、保護者の納得を得られない場合がある。説明する際に「法に照らし、いじめであるかどうか」という議論に陥らないよう配慮する。あくまでも、その行為が「他者を傷つけている」という点に焦点を当て説明する。
※こうした状況を避けるためには、年度始めに「学校のいじめ防止対策」について丁寧の説明しておくことが重要である。
- ② 保護者としての怒り、失望、自責の念が生じることを理解する。保護者の気持ちが追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度となることがある。子どものよさや今後の変容への期待を伝えたり、保護者の苦労や努力を認めたりしつつ対応していく。
特に、加害生徒がいじめの事実を認めていない場合には、主観的な推測を挟まず、相互の事実認識を正確に伝える。

(5) 周囲の生徒への対応

- 被害生徒や保護者の意向を確認して対応する。
- 観衆や傍観した生徒に対して、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 再発防止に向け、今後の対応を教師と生徒で共有する。

● 好ましくない対応

中には心を痛めながらも傍観者の立場にいた者もある。なぜ先生は気づかないのかと感じていた者もいるかもしれない。そのような中で、教師の指導が正義をふりかざすような表面的な説諭や感情的な主張に終始すれば、禁止的な指導としか映らず、結果的に子どもの心に届かなかつたり、生徒自身の主体的な問題解決能力につながらなかつたりする。

● 学級全体の問題とすることが不適当な場合

- ・ 本人の秘密にしたい事象が明かされ、孤立が深まるおそれがある場合
- ・ 学級内の信頼関係、学級の自浄能力が不十分で、問題の解決にとって効果がないと考えられる場合
- ・ 本人や保護者が学校や担任に不信感を抱いている場合

7. ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

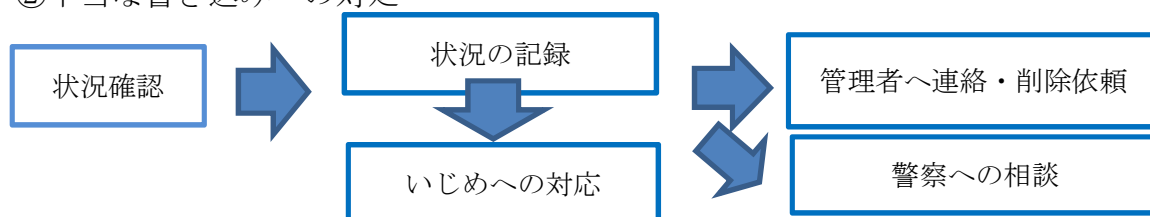
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

- ① 保護者への啓発
 - ・ フィルタリング
 - ・ 保護者の見守り
- ② 情報教育の充実
「教科情報」における情報モラル教育の充実
- ③ ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

- ① ネットいじめの把握
 - ・ 被害者からの訴え
 - ・ 閲覧者からの情報
 - ・ ネットパトロール
- ② 不当な書き込みへの対処



8. 重大事態への対応

(1) 重大事態とは

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。
 - ・ 生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 高額な金品を奪い取られた場合
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。
 - ・ 年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・ 連続した欠席の場合は、状況により判断する。

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、八戸市教育委員会に報告するとともに、八戸市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。